

令和4年千葉市教育委員会会議  
第3回定例会会議録

千葉市教育委員会

# 令和4年千葉市教育委員会会議第3回定例会会議録

日時 令和4年3月23日(水)

午後2時00分開会

午後3時23分閉会

場所 第一・第二会議室

出席委員	教 育 長	磯野 和美
	委 員	小西 朱見
	委 員	藤川 大祐
	委 員	竹田 賢
	委 員	高津 乙郎
	委 員	大山 尋美

## 出席職員

教 育 次 長	宮本 寿正	学 事 課 長	栗和田 耕
教 育 総 務 部 長	香取 徹哉	教 育 指 導 課 長	樋口 雅也
学 校 教 育 部 長	鶴岡 克彦	教 育 支 援 課 長 補 佐	久保 哲
生 涯 学 習 部 長	佐々木敏春	保 健 体 育 課 長	阿部健一郎
学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱)	片見 悟史	教 育 セ ン タ ー 所 長	川名 正雄
中央図書館長(管理課長事務取扱)	中島 千恵	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	久保木 修
総 務 課 長	山口美登里	生 涯 学 習 振 興 課 長	小倉とも子
企 画 課 長	山崎 二郎	文 化 財 課 長	佐久間仁央
教 育 職 員 課 長	吉田 悦子	教 育 職 員 課 企 画 調 査 担 当 課 長	渡邊 直子
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 総 括 主 幹	杉田 博儀
学 校 施 設 課 長	堀 明德	総 務 課 課 長 補 佐	志賀 二郎

書 記	総務課総務班主査	猪飼 恭平	総務課主任主事	松元 秀之
	総務課主任主事	三ヶ尻愛子		

- 1 開会  
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 教育長職務代理者の指名期間の終了  
磯野教育長より藤川委員の教育長職務代理者の指名期間の終了を報告
- 4 会議録署名人の指名  
磯野教育長より藤川委員を指名
- 5 会期の決定  
令和4年3月23日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認  
令和4年第1回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 8 議事の概要

(1) 報告事項

報告事項(1) 令和4年第1回千葉市議会定例会について

山口総務課長より報告があった。

報告事項(2) 令和5年度教員採用候補者選考について

吉田教育職員課長より報告があった。

報告事項(3) 令和4年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

片見教育改革推進課長より報告があった。

報告事項(4) 令和4年度千葉市立高等学校入学者選抜について

片見教育改革推進課長より報告があった。

報告事項(5) 令和7年度からの小学校修学旅行の実施について

樋口教育指導課長より報告があった。

報告事項(6) 教育支援センター「ライトポート」における小学生に特化した指導員の配置について

川名教育センター所長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第7号 学校における働き方改革プランの改編について

渡邊教育職員課担当課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第8号 千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

山口総務課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 9 号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

吉田教育職員課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 10 号 千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について

吉田教育職員課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 11 号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

栗和田学事課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 12 号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

片見教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 13 号 千葉市立高等学校管理規則の一部改正について

片見教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 14 号 中等教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

片見教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 15 号 中等教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について

片見教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 16 号 千葉市公民館管理規則の一部改正について

小倉生涯学習振興課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 17 号 千葉市図書館管理規則の一部改正について

中島中央図書館管理課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 18 号 令和 5 年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

片見教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

### (3) 臨時代理報告

報告第 1 号 職員の人事について

吉田教育職員課長より報告があった。

#### (4) 発言の要旨

報告事項(1)令和4年度第1回千葉市議会定例会について

磯野教育長 報告事項(1)「令和4年第1回千葉市議会定例会について」、  
総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 報告事項(1)「令和4年第1回千葉市議会定例会について」  
ご報告します。

お手元の議案書の1ページをご覧ください。

まず、「1 会期」です。本定例会は、2月18日から3月17日までの会期で、代表質疑、予算審査特別委員会分科会、教育未来委員会、一般質問などが行われました。

次に、「2 提出議案の審議状況」です。(1)については教育未来委員会の審査を経て、(2)については予算審査特別委員会を経まして、3月17日の本会議においていずれも可決されました。

次に、「3 代表質疑・一般質問」の(1)代表質疑です。5つの会派から通告があり、全ての会派から教育委員会に関する質問が行われました。主な質問の内容については記載のとおりです。

2ページをお願いします。

(2)の一般質問については、24人から通告があり、うち13人から教育委員会に関する質問が行われました。主な質問の内容については、記載のとおりとなります。

最後に、「4 請願の審査」です。「千葉市の教育に関する請願」があり、教育未来委員会の審査を経まして、3月17日の本会議において不採択とされました。

令和4年第1回千葉市議会定例会に係る報告については以上です。どうぞよろしくをお願いします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含めて何かありますか。

報告事項(2)令和5年度教員採用候補者選考について

磯野教育長 報告事項(2)「令和5年度教員採用候補者選考について」、  
教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 報告事項(2)「令和5年度教員採用候補者選考について」報告  
します。

別紙の実施要綱をご覧ください。黄緑色の冊子8ページをお願いします。

令和5年度公立学校教員採用候補者選考は、8ページ、6の(3)の日程にありますように、第1次選考を7月10日日曜日に、第2次選考は、9ページ、7の(1)に示されているとおり、小学校以外の志願者を8月19日金曜日から21日日曜日、小学校志願者を8月26日金曜日から28日日曜日に実施予定です。

今年度の主な変更点ですが、お手元の黄緑色の冊子の中にあります青い紙をご覧ください。

まず、新設①、小学校特例を新設します。昨年度の選考結果、講師経験により、第1次選考が免除になります。

新設②、小学校併願に加点制度を導入します。小学校以外の受験者で小学校免許を取得、または取得見込みの方は、小学校併願で加点されるような仕組みになっています。

変更①、新卒専願枠に数学と理科を追加します。新卒で千葉県を強く希望する者に対して、新卒専願枠の教科をさらに増加していく予定です。

変更②、他県等現職特例選考の第1次選考を免除します。

変更③、名古屋臨時会場の受験教科を拡大します。昨年度は、小学校、中学校技術のみでしたが、今年度は増加という形で考えています。

その他、第2次選考における模擬授業2を廃止します。模擬授業2は、集団を扱う力や体育の指導力を評価するために実施していました。昨年度、一昨年度は、新型コロナウイルスのために中止となっていました。来年度以降もこの2次選考における模擬授業2は廃止という形で対応して参ります。

今後も採用選考については、県教育委員会と協議を進め、優秀な人材が採用できるよう、志願者確保に努めていきたいと考えています。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

高津委員 ご説明ありがとうございました。

今、大変倍率が低くなったということで様々な工夫を県・市でなさっていて、これは大変いいことだと思います。

他県の選考では小学校併願の加点制度などは、どうなのでしょう。

吉田教育職員課長 小学校併願による加点を行っている自治体は不明ですが、複数免許を所持することによる加点が、令和元年度実施では41

団体、令和2年度実施では45の自治体という形で確認しています。

また、この新卒専願枠という志願制度自体は、他県ではありません。大学推薦では、各県で実施されています。数学、理科において実施されている県が若干あると確認をしているところです。

高津委員 ありがとうございます。

もう一点。選考については、総合的に判断して合格を出していると思うのですが、例えば現場で講師として何校か勤務していて、勤務先の学校でこの教員をぜひ採りたいと言うのですが、なかなか合格できないというような講師が何人かいました。

いくつかの学校で経験を積み、例えば今ですと、講師が担任もできますから、一般教員が持つよりもこの講師が担任持ったほうがいと、子どもたちも喜ぶというような人なのに、なかなか受からないといったような講師に対して、もちろん選考ですから、基準があるのですが、小学校併願での加点と同じように、優遇のようなものは考えられないのでしょうか。

吉田教育職員課長 勤務状況調査の欄に所属長の意見、総合評価を記入する欄を設けていますが、現場の校長先生からも同じような意見をたくさん承っていますので、今度、県教育委員会との会議の中で意見として伝えて参りたいと思います。

報告事項(3) 令和4年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

磯野教育長 報告事項(3)「令和4年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

片見教育改革推進課長 報告事項(3)「令和4年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」ご説明します。

3ページをご覧ください。

「1 選抜日程」ですが、表のとおり、二次検査まで実施し、2月1日に選抜結果の発表を行っております。

「2 検査内容」ですが、昨年度と同様に、適性検査Ⅰ、Ⅱを45分ずつ行いました。適性検査Ⅰでは、文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力を見ました。また、Ⅱでは、自然科学的、数理的な問題を分析し、考察する力や解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力を見ました。

また、二次検査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防

止を徹底するため、集団での面接検査は中止し、適性検査Ⅲのみ45分行いました。適性検査Ⅲでは、小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力、そして、自分の思いや考えが明確になるように文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力を見ました。

「3 選抜方法」ですが、一次検査では、一次検査の結果を資料として、二次検査受検候補者の選抜を行いました。なお、二次検査受検候補者の人数は募集定員の2倍程度としています。二次検査では、小学校等の校長が作成した報告書、また、志願者から提出された志願理由書等の書類審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判断して、入学者の選抜を行っています。

「4 志願者数・志願倍率、受検者数・受検倍率」は表のとおりですが、志願者数の合計は858名、志願倍率は5.4倍であり、志願者数が前年度より251名増加となっています。

裏面の別紙にて、平成19年度からこれまでの志願者数の推移を記載していますのでご参照ください。

なお、これらの情報は、教育委員会教育改革推進課のウェブサイトで公表しています。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

今回、国際中等教育学校という形になって、男女別の定員を設けないということが新しい試みとしてあるわけですが、結果を見ますと、ちょうど2対3で女子が合格者数というか、入学許可候補者が多いということですよ。

まず、伺いたいのは、このぐらいの男女の差というのは想定されていたのかどうかということ。

それから、2つ目に、受検者の中でも女子が多かったということなのか、それとも合格した中にたまたま女子が多くて、受検数にそんなに偏りがなかったのか、もし分かれば教えてください。

それから、最後にもう一つ、このように女子が大勢入学する傾向が今後も続いた場合に、設備など教育体制等で支障は出ないのかということ。例えばトイレがいっぱいになってしまう、女子が受けなければいけない授業の指導体制が難しいなど、そのようなことはないのかどうかということについてお聞かせくださ



い。

片見教育改革推進課長 ありがとうございます。

まず、想定ですが、女子のほうが応募が多くなるのではないかと学校関係者からは伺っていました。

受検者数ですが、実は入学願書に今年度から性別を記載する欄を設けないこととしていまして、志願の段階では男女別の数字というのが分からないような状況になっています。

また、女子のほうが多いのではないかという想定も一部ありましたので、事前に学校とはよく相談をしまして、女子生徒が多くなった場合、例えば体育の授業等々、それについては、クラス合同で授業をするなどのことである程度対応できるのではないかと。また、更衣室等々の問題もありましたが、男子用のものを女子用に換えるということも改善手段としてはあるのではないかと。トイレについては、あまりにも女子が多くなると、また検討が必要になることもあり得ると思っておりますが、当面ある程度であれば、許容できるだろうということを確認しています。

以上です。

報告事項(4)令和4年度千葉市立高等学校入学者選抜について

磯野教育長 報告事項(4)「令和4年度千葉市立高等学校入学者選抜について」教育改革推進課長、お願いいたします。

片見教育改革推進課長 続きまして、報告事項(4)「令和4年度千葉市立高等学校入学者選抜について」ご報告します。

5ページをご覧ください。

選抜の日程については表のとおりですが、昨年度から入学者選抜が一本化され、今年度の入学者選抜は2月24日、25日に検査を行いました。

また、今年度は、新型コロナウイルス感染症の対応で昨年度に引き続き郵送出願や特例検査などの措置が取られています。

追検査は、千葉高校で1人出願がありまして、3月3日に実施しています。

特例検査は22日に実施しましたが、市立高校2校の志願者には、特例検査を受検するという生徒はいませんでした。

「2 志願者数・志願倍率等」ですが、下から2段目の志願倍率のところをご覧ください。千葉高校は、普通科が1.58倍、理数科が1.50倍、稲毛高校は、普通科が1.38倍、国際教

養科が1.78倍でした。入学許可候補者数は表のとおり、280人、120人、40人、40人となっています。

裏面をご覧ください。

これまでの倍率の推移をお伝えしています。昨年度と比較しまして、千葉高校の2学科と稲毛高校の普通科の志願倍率がほぼ昨年と変わらないという状況でしたが、稲毛高校の国際教養科が大きく伸びているというような状況です。

なお、千葉県の公立高校全日制の課程全体の平均の志願倍率は、今年度は1.11倍という状況になっています。

このような状況の中、市立高校両校とも依然としてほかの学校に比べて、高い志願倍率となっているということが分かります。

なお、県立高校では、報道等もありましたが、ウェブ上での入学許可候補者の発表が時間どおりにできなかったという事故がありました。市立高校2校においては、きちんと時間どおりに発表しています。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

今後できればというお願いを申し上げたいのですが、倍率だけですと、実受検者数の推移がよく分からないので、6ページにあるようなデータをお示しいただく場合、特に前期選抜が、前期・後期と分かれていたものが一本化されたという変化があり、かつ、今回は稲毛高校の定員が変化したという変化がありますよね。このような変化がある中で、倍率だけではなくて、実受検者はどれくらい推移しているのかということも知っておきたいと思いますので、今後、できればこのようなデータについては、実受検者数もお示しいただけるとありがたいです。特に市民の皆様のニーズに市立高校はどれだけ応えられているのかということ判断するのに実際の数というのは重要だと思しますので、今後ご検討ください。

#### 報告事項(5) 令和7年度からの小学校修学旅行の実施について

磯野教育長 報告事項(5)「令和7年度からの小学校修学旅行の実施について」、教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 報告事項(5)「令和7年度からの小学校修学旅行の実施について」報告します。

資料7ページをご覧ください。

本市では、小学校の宿泊体験学習として、5年生で千葉市少年自然の家での移動教室、6年生で県内自然の家等での農山村留学を実施していますが、令和7年度から、6年生の宿泊体験学習を県内での農山村留学から県外での1泊2日の修学旅行に変更をします。

初めに、農山村留学の経緯を簡単にご説明します。6年生の農山村留学は、平成13年度の千葉市子どもいきいきプラン農山村留学推進モデル事業として、7校による、長野県で6泊7日の体験活動から始まり、平成17年度には4泊5日の長野県及び3泊4日の千葉県内での全校実施となりました。平成28年度からは、全校が県内での実施となっています。

それでは、資料の「1 見直しの背景」について説明します。

農山村留学では、訪問地の人々との触れ合いを経験し、生き方について考え、他者を思いやる心や郷土への愛着や誇りを育むことを目的としています。しかし、自然災害や社会情勢、児童の健康面を配慮し、民泊実施が減少するとともに、多くの学校が宿泊を3泊から2泊に短縮している現状があります。また、移動教室と活動内容の重複も見られることから、農山村留学の特色が薄れてきています。

そこで、小学校5年生の移動教室の主な目的を自然体験とし、6年生においては、自然体験に歴史や伝統、文化や産業などの体験を加え、宿泊体験学習の体系化を図りました。

続きまして、「2 修学旅行の内容について」説明します。

目的として、本県では体験できない自然や歴史遺産等に触れる活動を通して、自然や歴史・伝統・文化・産業などに関心を持ち、学習する態度を養います。

方面としては、今後作成する修学旅行の規定の中で、各学校が自校の教育課程を踏まえて決定していきます。日光や鎌倉、箱根、山梨方面を考えています。

費用及び徴収方法ですが、費用は、35人学級で24,000円程度を想定しています。国費の補助がないため、全額保護者負担になります。内訳として、宿泊費やバス代等の交通費、拝観料等の見学費や体験活動費になります。

徴収方法ですが、学校徴収金となります。一部国費の補助がありました農山村留学の費用11,000円程度と比較しますと

高額になるため、複数年による積立徴収など、各学校で設定して参ります。

なお、修学旅行費は、就学援助制度の支給対象になり、宿泊費や交通費、見学費等の実費が後日支給となります。

今後の予定ですが、令和4年度に修学旅行への変更の対象となる1年生から3年生の保護者に周知を行います。

また、各学校は、教育課程を踏まえ、方面や内容を決定して参ります。

令和5年度から6年度にかけて積立徴収を行い、令和7年度から修学旅行の実施が開始となります。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

竹田委員 説明ありがとうございます。

一点教えていただきたいのですが、徴収方法ですが、これはどういう形で具体的にやるのか。というのは、この後の議決事項の中の議案第7号の中の働き方改革で学校の徴収金が結構負担になるという話が出ていますが、実際この学校徴収金として、どのように学校で積み立てていくのか、分かりましたら教えてください。

栗和田学事課長 学校徴収金については、保護者からの届出の口座からの引き落としというかたちを取っています。金額に応じて分割し、徴収する月を変えたり、金額を変えたりしながら、保護者負担も考えながら徴収しています。

以上です。

竹田委員 ありがとうございます。

ということは、現場の学校の先生方が管理をされる必要は全くないと考えてよろしいのでしょうか。

栗和田学事課長 委員おっしゃるとおりです。

竹田委員 あともう一点は、就学助成金の支給対象となるのが要保護児童や準要保護児童になると思いますが、対象となる子や家庭が特定されるようなこともないと考えてよろしいでしょうか。

栗和田学事課長 対象となる子が特定されることもありません。

竹田委員 ありがとうございます。

報告事項(6) 教育支援センター「ライトポート」における小学生に特化した指導員の配置について

磯野教育長 報告事項(6)「教育支援センター「ライトポート」における小学生に特化した指導員の配置について」、教育センター所長、説明をお願いいたします。

川名教育センター所長 「教育支援センター「ライトポート」における小学生に特化した指導員の配置について」ご説明します。

資料の9ページをご覧ください。

まず、「1 設置の背景」ですが、表1、2にありますように、不登校の児童が増加傾向にある一方、ライトポートへの入級者の多くは中学生であり、小学生の入級者は増えていない現状です。小学生にとって、大勢の中学生の中に入りづらいといった状況があります。そこで、不登校児童にとって安心できる居場所を創出し、きめ細かい支援を行うため、ライトポートに小学生に特化した指導員を配置します。

「2 目的」ですが、記載のとおりです。心のエネルギーを充電し、集団で過ごすことの良さを味わいながら、学習も保障していくことを目的としています。

「3 対象」は、千葉市立小学校在籍の児童です。

「4 設置場所及び配置指導員数」は、市内3か所、ライトポート花見川、中央、美浜にそれぞれ指導員を2名ずつ配置します。

「5 開級日・時間」については、月・火・水・金曜日の10時から14時半を予定しています。

「6 主な活動内容」については、この表の例のとおり、学習、昼食やスポーツタイム、朝や帰りの会等、通常と同じような学校生活を行います。学習は中学生と教室を別に行いますが、昼食やグループ活動など、一緒に行うことでより高い効果の期待できるものについては、合同で行うことを考えております。

「7 入級の手続き」については、これまでと同様、見学、2週間程度の試行通級を経て、正式入級とします。また、小学生ですので、安全確保のため、保護者の送り迎えを原則として参りたいと思います。

今後も一人一人に寄り添い、居場所の創出に努めて参ります。以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

高津委員 ご説明ありがとうございました。

ライトポートは今、各区、6か所にあると思うのですが、この3区に限ったのは何か需要があるからということでしょうか。

川名教育センター所長 不登校の児童数、割合、そして、小学校ライトポートの問合せ数、また、立地等を総合的に勘案しました。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

今回は指導員の配置ということでご説明いただいているわけですが、小学生が通いやすくするためにという観点で考えますと、小学生に特化した指導・支援を充実するということかと思うんですね。そうすると、従来は小学生だけ取り出して指導・支援するという体制が取れていないということなのではないでしょうか。それとも、取れてはいるが、指導員が足りないので十分に対応できないというようなことがあるのでしょうか。

川名教育センター所長 これまでも小学生・中学生が共存する中で一人一人に対する対応は行っていました。しかしながら、近隣の支援校である中学校から教員が来る授業についてはやはり中学校対応となっていてしまいますので、小学生がなかなか適合しないところはあったと捉えています。そこで今回の指導員は、小学校を取り出して小学生を指導していくというかたちで、小学生の学習、あるいは居場所について質を高めていこうと考えております。

藤川委員 承知しました。ありがとうございます。

小西委員 基本的なことを教えていただきたいのですが、配置指導員数2人というのは、これは、今までの人数に2人追加されるという意味ですか。

川名教育センター所長 今までのライトポート指導員、プラス2名ということになります。

小西委員 分かりました、ありがとうございます。

小学校の教員資格を持った方にできるだけ入っていただくとか、そのあたりは考慮されているのでしょうか。

川名教育センター所長 募集要項に小学校教員免許所持者とは記載していませんが、配置初年度ということもあり、できる限り小学校の教員免許を持っている方が公募に来るといいと思っていたところ、今回、結果的に3つのライトポートに1人ずつ小学校教員免許所持者を配置することになりました。

小西委員 ありがとうございます。

竹田委員 最後の保護者の送り迎え、原則と書いてありますが、10時前に送ってきて、また2時15分に迎えに来るとするのは、結構使い勝手が悪いとか、保護者の負担が大変だと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

川名教育センター所長 この点は、本当に私どもも協議を重ねてきたところなのですが、原則として、やはり安全第一と考え、保護者の送り迎えをと思っています。また、通学時間や学区などを総合的に踏まえながら、どうしてもという場合に対応していこうと考えております。

竹田委員 なるべくたくさん子どもたちがこのライトポートに参加できるようにするためには、そのあたりの使い勝手をもう少し工夫したほうが良いように思います。よろしくお願いいたします。

#### 議案第7号 学校における働き方改革プランの改編について

磯野教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第7号「学校における働き方改革プランの改編について」、教育職員課担当課長、説明をお願いします。

渡邊教育職員課担当課長 「議案書（2）」をお願いいたします。

平成31年1月に策定したプランが令和3年度末で計画期間が終了します。

4ページから5ページに在校等時間の経年の推移がありますが、在校等時間の削減目標は、令和元年度の実績と比較して10時間削減する目標でしたが、現在の見込みとしては達成が困難な状況です。

また、月の在校等時間が80時間を超える教員の割合が全体で5%弱、中学校で10%余りと、長時間勤務の課題解消には至っていないことから、引き続き働き方改革の取組みを進め、在校等時間の削減に努める必要がありますことから、このたびプランを改編し、向こう3年間、引き続き働き方改革を推進していきたいと考えております。

6ページから17ページまでは、プランの改編に当たりまして、これまでの取組みの効果や次期プランの取組項目について、教職員対象に行ったアンケートの結果を中心に記載していますので、後ほどご覧ください。

概要を申し上げますと、働き方改革の個別の取組みには一定の効果を感じているものの、全体としては効果を感じるには至っていないという状況であるようです。次期プランの取組項目としては、部活動の負担軽減、業務・行事の見直しなどのニーズが高いこと、業務や行事の見直しを行う際には、各取組項目について、学校ごとの取組みとするよりも市全体で指針を示してほしいとの回答が多数となっていることなどについてのご報告となりま

す。

それでは、18ページをご覧ください。

次期プランの目標についてご説明します。プランの目標は、従前と変わらず、「教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにする」こととします。数値目標としては、文部科学省の指針が策定されたことなどを受け、教職員の在校等時間の上限を規則で定めていますので、規則に定める1か月45時間を超えないこととしています。

19ページをお願いします。

令和6年度までの3年間の目標としては、1点目に、在校等時間の平均が1か月45時間を超えない学校の割合を令和4年度以降5ポイントずつ増やしていくこと。2点目に、在校等時間が月80時間を超えている教職員の割合を毎年度1ポイントずつ低減し、将来的にゼロとすること。最後に、教職員のストレスチェックによる総合健康リスクを全国平均より良好な状況を維持することの3つとしています。

20ページをご覧ください。

プランの目標を達成するため、従前のプランに引き続き、3つの基本方針に基づいて、具体的な取組みを進めて参ります。

基本方針1ですが、22ページ以降となります。業務改善と学校業務の適正化については、教育委員会が取り組む項目と学校が取り組む項目を明確にし、それぞれが働き方改革に取り組んでいきます。特に行事の見直し・業務の精選については、市全体で負担軽減の取組みを希望している学校現場からの声が多くなっていますことから、教育委員会事務局において、考え方の指針を明示し、今後の在り方について検討を進めて参ります。

次に、課題となっている部活動の負担の適正化についてですが、令和5年度以降の地域移行の実施に向けた検討が今後の大きな流れとなって参ります。国のスケジュールを注視しながら、モデル校での実践研究の成果と課題を踏まえ、検討を進めて参ります。

28ページをご覧ください。

基本方針2のチーム学校の体制強化と人員配置の工夫については、次年度も現行配置が継続できることになりましたスクール・サポート・スタッフや専科教員の活用等、既存の取組みをさらに促進するとともに、負担が大きい教頭・教務主任の業務支援



を図るため、教頭の複数配置や校務分掌の見直しを図って参ります。

30ページをご覧ください。

基本方針の3ですが、各個人の勤務時間の削減目標を目標申告制度に取り入れることや閉庁日を拡充して、有給休暇の取得促進を図るなど、教職員の意識改革を引き続き進めて参ります。

最後になりますが、働き方改革を実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要となりますことから、チーム学校推進委員会において、プランの取組項目の進捗状況を確認するとともに、将来的には、学校教育推進計画の中で千葉市学校教育審議会にも進捗状況のご報告を行って参ります。

学校における働き方改革プラン改編についてのご説明は以上です。よろしくお願ひします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

大山委員 ご説明ありがとうございます。

今一番問題になっているのは、やはり現場の教員の長時間の勤務時間だと私も思っています。

8ページの次期プランに向けた検討のところで、Ⅰ学校以外が担う業務やⅡどちらでも担える業務、これとⅢ教員になっている業務が分かれていますのですが、Ⅰ・Ⅱに分類される登校時の業務や夜間における見回り等についての教員のアンケートが大変興味深く、今回拝見しました。その中で、36ページなのですが、中央で「地域ボランティアへの協力依頼による教職員の負担軽減」という欄があります。ここを見ますと、一番右側、「まずは地域との連携強化が課題」が843、これは左2つを足すとこっちのほうが大きいですね。ということは、千葉市は、学校と地域は連携しましょうという姿勢なのですが、実際の現場で連携がうまくできていない学校が多いのではないかというような気がしました。

この間もあったのですが、教頭・校長とは地域の仲が良いけれど、ほかの教員と地域の間であまり連携が取れていないという例がありまして、それを含めて、やはりこの現場での学校と地域の連携をもう少し深めるような流れをつくっていったらいかがかなと非常に感じました。

それから、教育委員会で標準的な指針を出してもらいたいというのは、最後とても出ていまして、多分皆様方が一番頭を痛め

るところだと思うのですが、現場の人たちは教育委員会に何かもう少しここを強く言ってもらいたいということや、こういうふうにしてもらいたいということ望んでいるのだなと思いました。現場で校長先生がとても頑張っているし、地域と仲良くしようと、学校の中を改革しようと思っている役職の先生たちも頑張っているのですが、それがまだうまく回っていないのかなと思います。その辺、これから数字を高めていくためにもやっていただきたいなと感じました。

渡邊教育職員課担当課長 ありがとうございます。

保護者や地域の方の理解については、十分やっていただいているというようなご意見も一方ではありながら、やはりまだまだ周知が必要だというようなご意見も多く承っていただき、地域の方と一生懸命、取組みを進めていただいているところもあると思うのですが、やはりこれからも周知に努めていきたいと思っています。

また、市全体での指針の検討についてですが、このような声を受けながら、教育委員会の内部で状況を確認し、教育活動への影響なども勘案しつつ、順次検討を進めて参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

竹田委員 私も大山委員と同じように、アンケートを非常に興味深く拝見させていただきました。大変な作業だったと思います。どうもご苦労さまでした。

二点質問あるのですが、5ページが一番下、ここに記載のある在校記録を調整しているというのがよく分からなかったのですが、企業とか我々の医療関係もそうですが、大抵タイムカードとかタイムレコーダーみたいなものを打っていれば、調整というのがいいのか分かりませんが、そういうことはないと思うのですが、実際に学校現場ではどのように記録しているのですか。

渡邊教育職員課担当課長 実際に拝見したことはないのですが、例えば土日の部活等の時間についてはタイムカードを押さないということなど。職員室等にタイムカードのパソコンの機械があるので、通常は出勤して来るとタイムカードを押すことになるのですが、土日だと校舎の中に入らないから、土日分は追加で申告することになっています。しかし、その分の申告を忘れてしまうなどというようなことがあるのかなと思います。

竹田委員 入らない部分は後で申告するわけですか。

渡邊教育職員課担当課長 平日朝出勤して、帰りに退勤するときにはタイムカードで普通に記録は取っていて、それは出退勤システムに反映されているのですが、それ以外の、例えば土日、部活で遠征に行ったりだとか、外で練習していたりするときは、自己申告で追加して記録を修正することができるようになっていきます。アンケートによると、平日の記録については、ほぼ確実に記録しているが、休日の記載が少し漏れてしまうことがあるというような回答が多かったので、休日、例えば土日の部活動などが少し漏れてしまうようなことがあるのかなと考えています。

竹田委員 自主的に調整しているわけではないということですね。忘れてしまったということですか。

それと、もう一つよろしいですか。

アンケートの16ページの右上ですが、「本だな・ともしび」、これは読書感想文や文集、詩集などのことだと思っておりますが、回答の選択肢の部分がほかの質問と少し違っているのですが、一番上に、ほかの質問は「教育委員会で標準的な指針等」と書いて、これだけ「学校現場の負担が大きいのか」等、選択肢が違うというのは何か意味があったのですかね、何か少し違和感を覚えたのですが。

渡邊教育職員課担当課長 事前のワーキンググループでこちらの項目については検討をした上でアンケートの項目を考えて、教職員の皆様にお伺いしたのですが、「本だな・ともしび」の見直しに当たって、どのような在り方がいいかというようなことを検討する際に、事務局内との協議の中でこのような選択肢にさせていただいたということです。

竹田委員 やはりかなりこれが負担になっているという感じは、この割合の85%でも分かりますし、解決方法がその後に書いてありますよね、実際この「本だな・ともしび」については。そういう方向でこれからこれについては何か見直しがどんどん始まっていくわけですね。

樋口教育指導課長 「本だな・ともしび」は教育指導課で担当しておりますのでお答えします。

次年度、すぐが変わるところではありませんが、検討は始めています。例えば学校ごとの募集する作品数を変更するなど、そのようなところで、できるだけ現場の負担を減らしつつ、かつ「本だな・ともしび」の持つ編集の目的そのものは継続しつつ、

そのバランスを取りながら、よりよい在り方ということを検討し始めなければということです。

竹田委員 ありがとうございます。

あと、ひとつお願いなのですが、学校現場の先生も大変なのですが、我々教育委員に、例えば総務課から午後9時半頃メールが来ることがあるので、学校現場だけではなくて、教育委員会ももう少し働き方改革を考えたほうがいいのではないかと思います。こちらもそろそろ寝ようかなという時間に来ることもあるので、頑張っているなと思うのですが。本当にご苦労さまです。

以上です。

藤川委員 竹田委員がおっしゃったこともそのとおりで思うのですが、二点、違う観点から意見を申し上げます。

一点目は、もう少し目標に向けて、在校等時間を減らすために具体策がないと、なかなか厳しいのではないかなという感想です。特に小学校がここ何年かのデータを見ても減っていないということは、やはり大ナタを振るうと言うのでしょうか、それなりに大きなことをやらないと、改善がされないだろうと考えます。これは、学習指導要領の改訂で負担が増えているということもたぶん大きく影響しているのだらうとは思いますが、その学習指導要領の改訂で負担が増えた分と努力した分が相殺されて変わらないということなのかなと推察されますが、学習指導要領は特に変わらないわけですから、やはりもう少し、例えば陸上大会などは本当に必要なのですかというような議論をしっかりと行って、大幅に教員の負荷の負担が減るような取組みを目玉として持っていけないと、改善されないのではないかなと思います。

中学校については、効果は出始めていますが、部活動の時間というのはやはりまだ課題だと思いますので、まずは、部活動というのは、やはり課外活動ですから、減らす対象になっていくのかなとは思いますがけれども、部活動を減らした上で何が必要なのかということが議論できるくらいに具体的な議論をしていかないといけませんので、今後に向けて、ぜひご検討を引き続きお願いしたいと思います。

もう一点です。教員の人数についてやはり考えていただきたいのですが、これは何を申し上げたいかということ、先日来問題になっている臨時的任用講師の数が、いろいろ調べたら、千葉県、千葉市でこの10年ぐらいあまり変わっていないのですが、20

年前と比べると大体倍になっています。つまり、20年前から10年前の時期に臨時的任用講師がぐんと増えて、その分、正規の教員の数が減っているようです。その臨時的任用講師の数が多い水準でこの10年ぐらい推移しているというのが状況のようです。これは全国的にもそうですし、千葉県、千葉市においてもこのような状況です。

つまりこれは、世の中にある非正規化みたいな流れと多分同じようなものでありまして、より人件費が安い臨時的任用教員の数を増やして、何とか人件費を抑えているということなのだろうと思うのですが、当然なら、正規の教員が多くなければ、正規の教員の負担は増えるわけですね、1人当たりの負担は。ですので、このあたりよく見ていただいて、今の水準の正規教員対臨時的任用教員の人数でいいのかどうかというような検討もいただく必要もあるのではないかなと思います。

これは、短期間では改善できないのですけれども、体質を変えていかないと、先生方の負担というのがあまり変わっていかないということもありますので、ぜひその正規教員対臨時的任用教員の比率についてもご検討いただいて、正規教員がある程度増えて、安定した学校運営ができるようにということも一つの論点としてご検討いただけたらありがたいと思います。

以上です。

磯野教育長 私の方から二点お願いしたいのですが、先ほど大山委員から出た意見は私ももっともだと思います。第2次学校教育推進計画のときに改めて、学校・家庭・地域・行政、4者が連携して子どもたちを育てるというキーワードをつくったわけです。来年度は、第3次学校教育推進計画に向けた見直しを図られますので、そのあたりについてはしっかり捉えて、学校と連携できるようにお願いします。

二点目は、このアンケートの中にもありましたけれども、スクール・サポート・スタッフがコロナ禍の中での対応から徐々に専門スタッフ的な位置付けに変わってきている状況があります。これを今年からは、国の補助ではなくて、市単でつけていくわけですから、この費用対効果も含めて、このあたりが学校の働き方改革に寄与していく中でのデータは確実に取っていかないと、やはり学校現場にすれば、人がいればいいという感覚だけになってしまいます。そういった面では、専門スタッフを全体的なものとし

て捉えて、どこを精査していくかということも含めて、ご検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

高津委員 今、要するに学校にいる時間を少なくするということで、私自身もそうだったのですが、例えば早く帰っても、先生方ってうちで仕事をするんですよね。これは、確かにこの45時間以内になったということは、うちでやっていたら、うちの時間を入れたら、60時間、70時間と。やはり藤川委員がおっしゃったように、大ナタを振るって、これをやらないとか、何か量を減らさないと、うちに帰って、単なる学校にいる時間を少なくするというだけでは無理があると思います。その逆に、ゆとりを持って子どもたちに接するということや、子どもたちの学校生活、あるいは学級生活を充実させるということは、今アンケートは先生方だけのアンケートで、これを削ればいい、あれはなくせばいいというような内容ですが、子どもたちのアンケート、逆にやると、それを取り入れると大きくなってしまいかもしれないですが、そういうバランスがあると思うので、それも必要なんじゃないかと思いました。

以上です。

磯野教育長 ほかにご質問もないようですので、議案第7号「学校における働き方改革プランの改編について」を、一部意見・要望等はございましたけれども、かなり重たいと思いますが、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第8号 千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

磯野教育長 議案第8号「千葉市教育委員会公印規則の一部改正について」、総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 議案第8号「千葉市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明します。

本議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議案書は11ページとなりますが、参考資料に沿って、ご説明します。

参考資料の1ページをご覧ください。初めに、「1 議案の趣旨」です。全国的に押印主義の見直しが進みまして、市長部局に

において押印を省略できる旨の規定が改正されたことを受け、教育委員会から発出する文書につきましても、当該改正に準じた規則改正を行うものです。また、令和4年4月1日の稲毛国際中等教育学校の開校に伴い、公印を新たに加えるとともに、所要の規定の整備を図るため、規則の一部改正を行うものです。

続いて、「2 規則改正の概要」です。3点になります。まず、1点目としまして、公印の押印を省略できる文書について、第14条に規定します。2点目としましては、中等教育学校印及び中等教育学校長印を新設します。3点目ですが、市長部局における様式の改正に準じまして、文言の整理を行うため、様式の一部改正を行うものです。

「3 施行年月日」は、令和4年4月1日としています。

なお、次ページ以降につきましては、新旧対照表となりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、議案第8号「千葉市教育委員会公印規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

#### 議案第9号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

磯野教育長 議案第9号「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 議案第9号「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」ご説明します。

議案書(1)15ページ、参考資料の9ページをご覧ください。

参考資料の9ページに沿って、ご説明します。

初めに、「1 議案の趣旨」です。市立中等教育学校の新設や令和4年4月1日付組織改正等に伴う所要の改正を行うため、規則の一部改正を行うことについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき、議決を求めるものです。

次に、「2 議案の概要」をご覧ください。

まず、(1)市立中等教育学校新設に伴う規定の整備です。この改正は、中等教育学校が新設されることに伴い、規則中の教職

員の定義に中等教育学校を加えること等について規定を整理するものです。

次に、(2) 令和4年4月1日付、組織改正に伴う規定の整備です。この改正は、特別史跡加曽利貝塚新博物館整備の事業推進を図るため、生涯学習部文化財課に課内室として、新博物館整備室の新設、事務局内部組織の事務分掌の見直しなどにより、総務課に任用班の新設、文化財課に新博物館整備室の新設による事務分掌の追加、課内室長の新設による既定の整理及び教育職員課企画調査担当課長職の廃止に伴い、規定を整備するものです。

次に、(3) その他の規定の整備ですが、生涯学習振興課の事務分掌において、放課後子ども対策に係る事務分掌を明確にしました。

最後に、「3 施行年月日」については、令和4年4月1日とします。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、議案第9号「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第10号 千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について

磯野教育長 議案第10号「千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 議案第10号「千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について」ご説明します。

議案書(1)の19ページ、

参考資料の15ページに沿ってご説明します。

初めに、「1 議案の趣旨」です。令和4年4月1日付、組織改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整理を図るため、一部改正を行うことについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき、議決を求めるものです。

次に、「2 議案の概要」をご覧ください。この改正は、生涯学習部文化財課に課内室として、新博物館整備室が新設されることに伴い、課内室長に関する規定を整備するほか、所要の改正を



行うものです。

最後に、「3 施行年月日」については、令和4年4月1日とします。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、議案第10号「千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

#### 議案第11号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

磯野教育長 議案第11号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、学事課長、説明をお願いします。

栗和田学事課長 議案第11号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明します。

本議案は、千葉市内の住居建設に伴い、通学区域の改正を行うため、千葉市教育委員会組織規則第18条第2号に基づき、議決を求めるものです。

参考資料の21ページから23ページをご覧ください。

千葉市立葛城中学校及び千葉市立本町小学校の通学区域について、今後のマンション開発により、児童・生徒数が増えることに対応するため、中央2丁目の旧パルコ跡地に当たる地区及び富士見2丁目の旧三越跡地に当たる地区を除きます。

千葉市立椿森中学校及び千葉市立院内小学校の通学区域について、中央2丁目の旧パルコ跡地に当たる地区を加えます。

千葉市立新宿中学校及び千葉市立弁天小学校の通学区域について、富士見2丁目の旧三越跡地に当たる地区を加えます。

改正規定は、令和4年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

飛び地をつくるということはかなり特殊な取組みだと思いません。これで対応できるならいいのですが、この措置をとった場合

に、将来の試算をされているのではないかと思います、何年先まで、現在の学校設備、教室の数で対応できるというふうにお考えでしょうか。

栗和田学事課長 このような対応をした場合に、本町小学校に関しましては令和7年度からの対応、葛城中学校は特に変更なく対応していくことが可能です。また、院内小学校は令和11年度に対応が必要になります。また、弁天小学校も令和7年度から対応が必要になってくるという試算が出ております。

以上です。

藤川委員 今のご説明を伺いますと、本町小学校、弁天小学校は令和7年度から対応が必要だということなので、これだけの措置では不十分だということが伺われます。

さらに申し上げますと、本町小学校については、この2か所の宅地開発は関係ない、つまり、学区に入らないわけですから、本町小学校は、この2か所の開発がなくても、今の試算では3年後にいっぱいになるという状況があるということですので、そうなると、3年後の話ですので、どういう計画で進むのかということをお伺いしておきたいと思うのですが、3年後、本町小学校や弁天小学校の施設が不足する見込みの中で、今回こういう措置だというご提案は分かるのですが、その後、追加の策等については検討をされているのでしょうか。

栗和田学事課長 今申し上げました数は推計値ということで出しておまして、最大値を見込んで考えているわけですが、状況を注視しながら、教室の転用や改修で対応し、それでも足りないような、対応が必要になったような場合には、プレハブ校舎の建設等の対応をしていくことになるかと思えます。

以上です。

大山委員 本町小学校と鶴沢小学校は非常に近い距離にあって、昔からその人数の差とかが出ていたと思うのですが、その辺の対応は考えていないのでしょうか。

栗和田学事課長 鶴沢小学校は、現在までのところ学級数が教室数を上回るというような試算は出ておりませんので、今のところ対応は考えておりません。

大山委員 本町小学校があふれていくのであれば、例えば少し鶴沢小学校側に移すとかという話はないのですか。

栗和田学事課長 その場合についても試算しましたが、鶴沢小学校のほうにも入

ることができない人数になってしまうということで、今回のような形を考えました。

大山委員 もう一ついいですか。旧パルコにマンションができて、その子たちは、院内小学校と椿森中学校に通学させるという案ですが、これはおそらく、保護者がこの通学路を見たときに、よほど通学路をきちんと整備してあげないと、不安になるのではないかなというのがあります。マンションの説明のときとかに小学校通学路はここですというお知らせをするのであれば、その辺は考えていらっしゃるのですか。

栗和田学事課長 委員のおっしゃるとおり、通学路については私どもも非常に危惧していた部分です。今考えられるのは、千葉神社の前の大きな通りを歩いて通学するという形であれば、安全の確保も可能ですし、距離的にもさほど問題ないのではないかと捉えています。以上です。

磯野教育長 私から一点、これから千葉市の中心街に大型開発が数多く予定されているというふうに伺っています。現在も工事が始まっているところもありますので、先ほど藤川委員からもありましたけれども、以前私どもは千城台地区の学区について、いろいろ苦労した経緯もありますから、丁寧な説明をしながら、子どもたちの学習の環境を整備するというを引き続きよろしく願います。

ほかにご質問もないようですので、議案第11号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第12号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

磯野教育長 議案第12号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

片見教育改革推進課長 議案第12号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」説明します。

議案書は25ページですが、参考資料の25ページで説明します。

千葉市育英資金支給条例により、千葉市育英資金の支給額は

年額12万円と定められておりますが、県が支給する奨学のための給付金、これを控除した金額を支給することとなっております。

「2 改正の概要」をご覧ください。(1)ですが、このたび、県の奨学のための給付金が、年額が110,100円から114,100円に増額されることに伴い、(2)の千葉市が支給する額を月額825円から490円に、3月にあっては510円に改めるものです。

施行期日は、令和4年4月1日とします。

なお、今年の教育委員会会議で、この本規則の一部改正を毎年行っているので、具体的な数字ではなく、計算式のような、文言のような形で規定することで、この議案の作成・議決が簡略化されるのではないかとというようなご意見もありまして、その点を検討したところですが、法務担当部署とも相談しまして、保護者等がこの規則を確認することで、自分がもらう支給額がすぐ数字で分かったほうがいいのではないかとということもありまして、この形で今後も継続して改正を行っていきたいと考えています。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第12号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

#### 議案第13号 千葉市立高等学校管理規則の一部改正について

磯野教育長 議案第13号「千葉市立高等学校管理規則の一部改正について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

片見教育改革推進課長 議案第13号「千葉市立高等学校管理規則の一部改正について」、議案書は27ページ、参考資料27ページでご説明します。

「1 改正の趣旨」ですが、高等学校学習指導要領が令和4年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

「2 改正の概要」ですが、関係する規定において、「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改めるということ、また、「ねらい」という言葉を「目標」に改めるというものです。

施行期日は、令和4年4月1日です。

よろしく申し上げます。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第13号「千葉市立高等学校管理規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第14号 中等教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

議案第15号 中等教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について

磯野教育長 議案第14号と議案15号につきましては、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うこととします。

議案第14号「中等教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、議案第15号「中等教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

片見教育改革推進課長 議案第14号、15号とも、いずれも稲毛国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うためのものです。

第14号につきましては、議案書29ページ、参考資料31ページをご覧ください。

第14号のほうは、改正の概要は、ア、イ、ウと3つありますが、それぞれの規則において、対象とする学校に中等教育学校を加えるなどの所要の改定を行うものです。

施行期日は、令和4年4月1日としています。

続きまして、第15号のほうですが、議案書は33ページ、参考資料は35ページをご覧ください。

こちらにつきましても改正の概要ですが、アからウの3つの関係する規程において、対象とする学校に中等教育学校を加えるなどの所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和4年4月1日としています。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 内容については全く異論ないのですが、議題の題名についてはこれでいいのでしょうか。

例えば第14号でいうと、関係規則の整備に関する議題だと

思うですが、関係規則の整備に関する規則の制定なので、中等教育学校の設置に伴う、関係規則の整備に関する規則というものを新たに制定する議題のように見えるのですが、内容はそうではないと思いますので、これは、関係規則の整備についてとかという議題が妥当なのではないかと思うのですが。私の理解が間違っていれば教えてください。

片見教育改革推進課長 実は3つ規則がありまして、それぞれ改正をするという、この3つの規則を改正する規則を制定するというかたちになっていますのでこういう名前になっています。

藤川委員 規則を制定するということですか。

片見教育改革推進課長 はい、新たな規則を制定して、それぞれを改正するということです。

藤川委員 改正するための規則を制定するということですね。

片見教育改革推進課長 はい、そういう整理です。

藤川委員 はい、分かりました。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、議案第14号「中等教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

磯野教育長 次に、議案第15号「中等教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第16号 千葉市公民館管理規則の一部改正について

磯野教育長 議案第16号「千葉市公民館管理規則の一部改正について、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

小倉生涯学習振興課長 議案第16号「千葉市公民館管理規則の一部改正について」ご説明します。

議案書は37ページになりますが、お手元に配付してご説明します参考資料に基づきご説明します。

参考資料の41ページをお願いします。

初めに、「1 改正の趣旨」ですが、民法の一部改正に伴い成

年年齢が引き下げられることから、様式にある利用者区分別会員数の区分を見直すことに伴い、千葉市公民館管理規則の一部改正を行うものです。

次に、「2 改正の内容」ですが、様式第1号、千葉市公民館使用者登録（新規・継続）申請書・変更届出書における会員数の内訳、「未成年」を削除するとともに、「中学生」を「中学・高校生」に、「高校生以上等」を「大学生等」に、「成人」を「一般」に改めるものです。

最後に、「3 施行期日」については、令和4年4月1日です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、議案第16号「千葉市公民館管理規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

#### 議案第17号 千葉市図書館管理規則の一部改正について

磯野教育長 議案第17号「千葉市図書館管理規則の一部改正について」、中央図書館長、説明をお願いします。

中島中央図書館長 議案第17号「千葉市図書館管理規則の一部改正について」ご説明します。

議案書の（1）の39ページ、そして参考資料の45ページをご覧ください。説明は参考資料の45ページで行わせていただきます。

「1 改正の趣旨」ですが、図書館の利用申込書において、性的マイノリティーの方への人権に配慮し、様式にある男女の記載欄を廃止するため、千葉市図書館管理規則の一部の改正を行うものです。

次に、「2 改正の内容」について説明します。様式第1号、利用申込書の修正ですが、性別を記載する欄を削除するものです。

続いて、具体的な内容ですが、参考資料の46ページから47ページの新旧対照表をご覧ください。46ページの様式第1号、利用申込書ですが、性別を記載する欄を削除するものになります。

施行日は令和4年4月1日とします。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、議案第17号「千葉市図書館管理規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第18号 令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

磯野教育長 議案第18号「令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

片見教育改革推進課長 議案第18号「令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」説明します。

議案書41ページをご覧ください。

「1 選抜日程」ですが、基本的な流れは今年度と同様にしていきます。令和4年11月14日から17日までを出願書類受付、また、12月10日を一次検査実施、その検査の結果発表が12月16日、また、報告書・志願理由書等の提出が翌年1月10日から12日、二次検査実施が1月24日、選抜結果の発表が2月1日という形にしています。

「2 応募資格」、これも同様ですが、令和5年3月小学校卒業見込みであること、本人及び保護者が千葉市に居住することとしています。

「3 募集定員」、これも同様に160名としています。

「4 検査内容」も今年度と同様としていまして、一次検査では適性検査Ⅰ、Ⅱ、そして、二次検査では、適性検査Ⅲと面接を行うこととしています。

最後に、「5 選抜方法」ですが、これも同様でして、一次検査の結果を資料とし、二次検査受検候補者を選抜します。募集定員の2倍程度とします。

(2)ですが、その後、小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して、入学者の選抜を行うこととします。

入学者選抜の詳細は、入学者募集要項等に明示することとします。



以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、議案第18号「令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

#### 報告第1号 職員の人事について

磯野教育長 報告第1号「職員の人事について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 報告第1号「職員の人事について」ご説明します。

令和4年3月31日付及び同年4月1日付人事異動において、管理職に関する人事について、次のとおり臨時代理により処理したので報告するものです。

1 ページ目をお開きください。3月31日付の人事発令です。若葉図書館副館長、笠原修一の定年退職の発令をするものです。また、文部科学省へ帰任する学校教育部参事・学校教育部教育改革推進課長事務取扱、片見悟史ほか3人への退職発令をするものです。

次のページの4月1日付人事発令については、他部局や学校現場等の人事交流による組織活性化及び定年退職者等による欠員の補充を希望とし、適材適所の配置に努め、発令を行うものです。教育総務部総務課長、山口美登里が局外へ出向し、後任として、若葉区役所保健福祉センター社会援護第一課長、山田利雄を発令するほか、課長級で20人、次のページ、課長補佐級で36人にそれぞれ発令をします。

また、次のページでは、教育委員会事務局から学校への異動として、校長で17人、教頭で20人にそれぞれ発令をします。

次のページの内容ですが、学校教育部参事・学校教育部教育改革推進課長事務取扱として、文部科学省から伊藤淳を採用します。

事務局への県内教員の人事交流としまして、学校教育部学事課管理主事、廣瀬秀和ほか1人を課長補佐級で採用します。

そのほか、詳細は資料に記載のとおりです。

発令については、3月31日及び4月1日付でそれぞれ行います。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

磯野教育長 審議に移りますが、ご質問等を含め、何かありますか。

7 その他

第4回定例会は、4月20日（水）に開催することと決定した。

8 閉会

磯野教育長より閉会を宣言